

消安委第105号
平成30年9月28日

消費者庁長官 殿
経済産業大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 宇賀 克也

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、電動シャッター動作時の事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 経済産業大臣への意見

経済産業省は、次の（1）から（4）までの取組を行うべきである。

（1）安全装置について

① 新たに設置される電動シャッターへの安全装置の装備の徹底

経済産業省は、今後、新たに設置される電動シャッターに、挟まれ事故防止のための障害物を感知する装置及び落下事故防止のための急降下停止装置が装備されるよう、製造業者を促すべきであり、加えて軽量シャッターのJISに規定することを検討すべきである。その際、安全装置を付加することにより価格に大きな影響があると、安全装置の普及が進まない可能性があることにも配慮すべきである。

障害物を感知する装置が故障した場合は、フェールセーフあるいは機能を制限して使用できる状態とするなどの方策を取り入れるよう、製造業者を促すべきであり、加えて同方策を J I S に規定することを検討すべきである。

② 既に設置されている電動シャッターへの安全装置の付加

経済産業省は、国土交通省の協力を得て、既に設置されている電動シャッターに対して、可能な限り安全装置が付加されるよう、製造業者を促すべきである。

費用の観点から、安全装置の付加が困難な場合には、操作者が電動シャッター動作の終了を見届けるために、押しボタンスイッチのボタン操作をホールド・トゥ・ラン方式に切り替える変更をするよう、製造業者を促すべきである。また、リモコンのボタン操作がホールド・トゥ・ラン方式に切り替わる機能の開発を検討するよう、製造業者を促すべきである。

③ 安全装置の安全性向上

経済産業省は、安全装置の一つである光電センサーについて、安全性が十分に確保されるよう、製造業者に改善を促すべきである。

(2) リモコンについて

経済産業省は、国土交通省の協力を得て、リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるよう、ボタン操作をツーアクション方式にするなど、リモコン操作に関する安全性を高め、そのようなリモコンが普及するよう、製造業者を促すべきであり、加えてリモコン操作に関する動作性能について J I S に規定することを検討すべきである。

(3) シャッターカーテン下部の視認性について

① 新たに設置される電動シャッターについて

経済産業省は、押しボタンスイッチの位置からのシャッターカーテン下部の視認性が確保できるよう、製造業者を促すべきである。

また、電動シャッター設置後に押しボタンスイッチを移設する場合は、シャッターカーテン下部の視認性を確保することを注意表示するよう、製造業者を促すべきである。

以上のことについて J I S に規定することも検討すべきである。

② 既に設置されている電動シャッターについて

経済産業省は、国土交通省の協力を得て、既に設置されている電動シャッターのうち、シャッターカーテン下部の視認性がない又は低い場合には、ミラーやカメラを設置するなどの取組を行うよう、製造業者を促すべきである。

(4) 保守点検について

経済産業省は、国土交通省の協力を得て、新設時及び既設製品の修理等に際し、所有者情報の収集をはかるとともに、所有者に保守点検の実施を勧めるよう、製造業者を促すべきである。

2. 消費者庁長官への意見

消費者庁は、次の(1)から(2)までの取組を行うべきである。

(1) 電動シャッターを所有又は使用する消費者への周知

消費者庁は、電動シャッターを所有又は使用する消費者に対して、本報告書を参考にして、安全に係る装置の装備開始時期や機能の付加開始時期を踏まえた既設製品の危険性や定期点検の必要性などを周知するとともに、既に設置されている電動シャッターによる事故の再発防止策として以下を周知することを通じ、製造業者等への相談など具体的な行動をとるよう、消費者を促すべきである。

① 可能な限り安全装置を付加すること。

費用の観点から、安全装置の付加が困難な場合には、操作者が電動シャッター動作の終了を見届けるために、押しボタンスイッチのボタン操作をホールド・ツゥ・ラン方式に切り替える変更をすること。

② リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるツーアクション方式のリモコンに変更すること。

③ シャッターカーテン下部の視認性がない又は低い場合には、ミラーやカメラを設置すること。

(2) 電動シャッターを利用する消費者への周知

消費者庁は、電動シャッターが公的施設や商業施設等においても広く設置されており、消費生活においても、挟まれ事故や落下事故の危険性があることを踏まえ、本報告書を参考にして、消費者に対し、電動シャッターによる事故の危険性や電動シャッター動作時の注意事項を周知すべきである。